

社会的距離措置の手順： 付録 A

最新の更新内容（変更箇所は黄色で強調表示されています）

12/29/2020:

- すべての企業、施設、およびサイトの普遍的な物理的距離の確保、フェイスカバーの着用、及びその他の感染制御手順を組み込むために、定義の追加および複数の更新がなされました。
- 仕切りを備えたキュービクルを含む作業スペースで作業するスタッフは、フェイスカバーを着用する必要があります。これは、2020年11月28日に発令された一時的な衛生担当官命令に準拠した一時的な措置です。この要件は、2020年11月30日の午前12:01（PST）から追って通知があるまで有効です。飲食する場合は、スタッフは他者から6フィートの距離を保ち、屋外で行う必要があります。休憩室での食事よりも、キュービクルやワークステーションでの飲食が好まれます。

事業名:

所在地:

消防法に基づく

最大収容人数:

一般に公開されている

施設の収容面積:

すべての企業は本ガイダンスの対象であり、以下の適用可能な対策をすべて実施する必要があります。実施されていない対策に関しては、それがその企業もしくは現場に適用されない理由を説明する準備ができていなければならない必要があります。

以下のプロトコルで使用されている「世帯」という用語は「単一の生活単位として一同居している人」として定義され、寮、フラタニティやソロリティ、修道院、または住宅介護施設などの組織的な集団生活状況を含みません。寄宿舎、ホテル、モーテルなどの商業生活施設も含まれません。¹ 「スタッフ」および「従業員」という用語は、従業員、ボランティア、インターンおよび研修生、学者、および現場で仕事をする他のすべての個人を含みます。「訪問者」または「顧客」という用語は、一般市民、およびビジネスまたは施設で時間を過ごすスタッフまたは従業員ではないその他の人を意味すると理解してください。「サイト」および「施設」という用語は両方とも、建物、敷地、および許可された活動が行われる隣接する建物または敷地を指します。

¹ Los Angeles County Code, Title 22. §22.14.060 - F. Family definition. (Ord. 2019-0004 § 1, 2019.)

https://library.municode.com/ca/los_angeles_county/codes/code_of_ordinances?nodeId=TIT22PLZO_DIV2DE_CH22_14DE_22.14.060F

A. 標識

- 施設への各一般入り口に社会的距離措置の手順の標識を掲示する。

B. 従業員の健康を保護するための対策(施設に該当するものをすべて選択してください)

- 在宅勤務で職務を果たせる従業員には、在宅勤務が指示されている。従業員を在宅勤務にする機会を増やすため、可能な限り作業工程が再編成されている。
- 脆弱なスタッフ(65歳以上、慢性疾患のある人)には、可能な限り在宅勤務で行うことができる作業が割り当てられている。
- すべての従業員は、病気の場合出勤せず、該当する場合は、自己隔離に関する公衆衛生局のガイダンスに従うよう指示されている。
- 従業員には、受給資格があれば経済的に自宅待機しやすくなる、雇用者または行政が提供する休暇給付金に関する情報が提供されている。ファミリーファースト新型コロナウイルス対策法に基づく従業員の病気休暇の権利、労災補償給付金における従業員の権利、および州知事令N-62-20に準拠するCOVID-19曝露への労災補償給付に対する従業員の権利、COVID-19の労働関連の推定を含む、COVID-19における病気休暇および労災補償を支援する行政のプログラムに関する追加情報を参照する。
- 従業員を在宅勤務にする機会を増やすため、可能な限り作業工程が再編成されている。
- 一名以上の従業員、独立請負業者および/または臨時労働者にCOVID-19の陽性反応が出た場合や、一致する症状が出たことを把握した際、雇用主はその感染者を自宅隔離させ、その感染者と職場で曝露があった全従業員に即時自己検疫を促す計画や 手順を準備している。COVID-19に対してさらに管理対策を必要とするような職場での曝露があったかどうかを判断するために、検疫中の全従業員がCOVID-19検査を受けられる手順を検討する必要がある。職場でのCOVID-19への対応については、公衆衛生指導を参照すること。
- 従業員が職場に入る前に入場時の症状確認を行っている。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒、その他の症状の有無、及びその個人が現在隔離・検疫命令下にあるかどうかを含める必要がある。これらの確認は遠隔か、従業員の出勤時に直接行うことができる。可能であれば職場での検温も行う。
- 14日間以内に職場内で3件以上の症例が確認された場合、雇用主はこのクラスターを公衆衛生局(888) 397-3993、または(213) 240-7821、もしくは www.redcap.link/covidreportから報告する。職場でクラスターが特定された場合、公衆衛生局は感染対策の指示と推奨事項、技術的支援、および職場固有の対策の提供を含むクラスターへの対応を開始する。公衆衛生局のケースマネージャーがクラスターの調査の担当に割り当てられ、施設の対応への指示をサポートする。
- 勤務中に他者と接触する従業員は鼻と口を覆うのに適切なフェイスカバーを無料で提供されている。他者と接触している、またはその可能性がある就業時間中は、従業員は常時フェイスカバーを着用する。医療従事者からフェイスカバーを着用しないように指示されている従業員は、状態が許す場合に限り、州の指示に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用する。ドレープはあごの下にフィットするものが推奨される。一方向弁付きのマスクは使用しない。従業員が一人で個人オフィスにいる時、またはその従業員が立った時の背の高さよりも高いしっかりとした仕切りのあるキュービクル内にいる場合は、フェイスカバーを着用する必要はない。
- 2020年12月27日に発行されたCOVID-19: Tier 1 実質的なサージへの応答対策に関する衛生担当官命令に準拠して、追って通知があるまで、すべての従業員は、ドアが閉まっている個人オフィスで一人で作業する場合、または飲食する場合を除き、常にフェイスカバーを着用しなければならない。一時的な本命令の有効期間中、「立った時の高さよりも高いしっかりとした仕切りで仕切られた作業スペースに一人で勤務する従業員はフェイスカバーを着用する必要はない」とした例外は無効とされる。
- マスクが常時正しく着用されているようにするために、従業員は、マスクを安全に取り外して他の人から物理的に離れることがで

きる休憩時間を除き、飲食を控える。飲食する場合は、従業員は他の人から少なくとも6フィートの距離を取る。可能であれば、屋外で他の人から離れて飲食することが推奨される。キュービクルまたはワークステーションが他の従業員からの距離の確保や仕切りを提供する場合は、休憩室で食事をするよりも、キュービクルやワークステーションでの飲食が好ましい。

- スタッフはフェイスカバーを毎日洗濯、または交換するよう指示されている。**
- 従業員が食事や休憩に使用する部屋やエリアは、以下の対策を実施することにより占有率が低下し、従業員間のスペースが最大化されている。**
 - 休憩に使用する部屋またはエリア内で個人間の距離を少なくとも6フィート確保することができる最大収容人数を掲示する。**
 - 食事や休憩に使用される部屋やエリアの占有率を減らすために、休憩や食事の時間をずらす。**
ならびに
 - テーブルを6フィート離して配置して、座席間の距離6フィートを確保するようにする。収容人数を減らすために座席を取り除くか座席にテープを貼る、距離を確保するために床に目印を付け、対面での接触を最小限に抑えるように座席を配置する。仕切りの使用は、拡散をさらに防ぐために推奨されるが、収容人数の削減、物理的距離の確保の代替とはみなされない。**
- 可能な場合、屋外に日よけと座席が装備されている休憩場所を設け、従業員が常に他の人から6フィートの物理的距離を保つことができる。**
- すべての机やのワークステーションの間隔を少なくとも6フィートあけている。**
- 休憩室、トイレ、その他の共有エリアは、以下のスケジュールに従って1時間ごとに消毒している。**
 - 休憩室:** _____
 - トイレ:** _____
 - その他:** _____
- すべての従業員は消毒剤および関連用品を以下の場所で利用できる:**

- すべての従業員はCOVID-19に対して効果的な手指消毒液を以下の場所で利用できる:**

- すべての従業員は石鹸と水を以下の場所で利用できる:**

- 従業員は手を洗うため、頻繁に休憩をとることが許されている。**
- 可能な限り、各従業員には、各自の用具、機器、および特定のワークスペースを割り当てている。手で持って使用するアイテムの共有は最小化または排除している。**
- このチェックリストに記載されているすべての方針は、雇用条件に関するものを除き、第三者として敷地内にいる可能性がある配達スタッフおよびその他の会社にも適用される。**
- 各従業員に本手順のコピーを配布している。**
- オプション - その他の対策の説明**

C. 物理的距離を確保するための対策(施設に該当するものをすべて選択してください)

- 施設内にいる人数を常に制限し、顧客/訪問者や従業員が互いに最低6フィートの距離を容易に維持できるようにする。**
施設内の顧客の最大収容人数: _____

- 施設内での物理的距離の要件を順守するために許可されている最大収容人数:
- 入口に従業員を配置して、施設内にいる人数が最大収容人数を超えないようにする。
 - 施設またはサイトは、収容人数を追跡および制限するために、すべての入口を監視する。可能であれば、物理的距離を維持するために、入口と入口とは別の出口を明確に特定する。
 - 視覚的な目印を使用して、物理的距離を維持しながら、顧客/訪問者を屋外に列を作らせるようにする。必要に応じて、フェイスカバーを着用した従業員（または複数の入り口がある場合は複数の従業員）を顧客から少なくとも6フィート離れたドアの付近に配置し、収容人数を追跡し、施設が定員に達した場合は、顧客/訪問者に入口の外に6フィート離れて並ぶように指示する。
 - 敷地内の警備スタッフは、顧客/訪問者および一般市民に、物理的距離の基準とフェイスカバーの着用を遵守し、顧客及び訪問者数は地内での飲食は許可されていないことを積極的に通知、奨励する。
- 該当する場合、すべての出席者/訪問者が自分と同一世帯以外の人との間に少なくとも6フィートの物理的距離を維持できるように座席を再構成する。
- オプション - その他の対策の説明

D. 人々が6フィートの距離を保つための対策(施設に該当するものをすべて選択してください)

- 店の外に標識を掲示し、列に並ぶときも含めて、他者との間に少なくとも6フィートの距離を保つよう人々に促す。
- 店内で顧客が列を作る場所にテープなどで少なくとも6フィート間隔の印を付けたり、顧客用の入り口付近の通路に標識を掲示して、物理的距離を確保するように指示する。
- 注文エリアと配送エリアを分離して、顧客が集わないようにする。
- 従業員は顧客や他の従業員から少なくとも6フィートの距離を保つよう指示されている。ただし、従業員は支払いの受け取り、商品やサービスの提供、またその他必要に応じて、一時的に顧客に近づくことができる。
- 物理的距離を維持し、群衆の制御をサポートするために、可能でスペースに適している場合は、入口それとは別の出口を明確に特定する。自動ドアでない場合は、可能な限りドアを開いたままにしておく。
- 該当する場合は、物理的距離を実践するために一方通行の通路を設定する。
- 該当する場合、エレベーターの定員は、利用者間の物理的距離6フィートを確保できないエレベーターの場合、一度に使用できる人数を4人以下に制限する。すべての利用者はフェイスカバーを着用する。エレベータのサイズ、建物の階数、および1日の従業員数を考慮して、エレベーター利用者に適した物理的距離のガイドラインを設定する。
- 該当する場合、階段の清掃を増やして、「上行」または「下行」の交通用に階段を開放する。
- オプション - その他の対策の説明

E. 一般市民とのコミュニケーション対策(施設に該当するものをすべてを選択してください)

- 本手順のコピーを、施設のすべての公共の入口に掲示している。
- 6フィートの社会的距離の確保、フェイスカバーの着用、手洗いや手指消毒剤の使用、病気やCOVID-19と一致する症状がある場合は自宅待機を行うことを顧客に通知する看板を施設内またはサイトに掲示している。
- 施設または敷地全体に看板を掲示して、敷地内では飲食ができないことを顧客に通知する。
- 施設またはサイト全体に、顧客に最寄り的手指消毒剤ディスペンサーの場所を示す看板を掲示する。
- 施設のオンライン情報発信(ウェブサイト、ソーシャルメディアなど)は、営業時間、フェイスカバー着用の必要性、収容人数制

限、事前予約、事前注文、前払い、持ち帰りおよび/または配達に関する方針、その他に関する明確な情報を提供している。

F. 感染管理を推進するための対策

- 施設に到着した訪問者に、施設内または施設の敷地内では(該当する場合は、飲食中を除いて)常時フェイスカバーの着用が必要であることを説明している。これはすべての成人と2歳以上の子供に適用される。医師よりフェイスカバーを着用しないように指示をされている訪問者はこの要件から免除される。従業員と他の訪問者の安全をサポートするために、フェイスカバーを持参せずに到着した訪問者が利用できるフェイスカバーを用意する。
- 訪問者が施設に入る際に、症状の確認を行う。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒の有無、および現在隔離または検疫の命令を受けているかどうかの確認が含まれる。これらの確認は、対面式で行うか、オンラインチェックインシステム、またはこれらの症状のある訪問者は施設内に入場してはならないことを通告する看板を施設の入口に掲示するなどの代替方法で行う。
- 空調システムは正常に機能し、可能な限り換気量を増やしている。ポータブル高効率空気清浄機の設置、建物の空気フィルターを可能な限り最高効率のものへアップグレード、外気量を増やしオフィスや他のスペースの換気を増やすためにその他の変更を加えることを検討する。換気を最適化する方法については、公衆衛生ガイダンスを参照のこと。
- 非接触型決済システムを設置している。設置できない場合は決済システムを定期的に消毒している。
説明: _____
- 共用エリアおよび顧客が商品受け取りや支払いの際に頻繁に触る物(手すり、エレベーター制御装置、ドアノブ・ドアハンドル、クレジットカード読み取り機、エレベーターのボタン、エスカレーターの手すりなど)は、製造元の指示に従ってEPA承認の消毒剤を使用して営業時間中は毎時消毒している。
- ワークスペースと施設全体は少なくとも毎日清掃し、トイレと頻繁に触れるエリア/オブジェクトは1時間ごとに清掃している。ショッピングセンターの営業時間は定期的なディープクリーニング(念入りな清掃・消毒)と製品の品出しに十分な時間を取ることができるように調整している。
- 公衆トイレは、EPA承認の消毒剤を使用し、製造元の使用説明書に従って、以下のスケジュールで1時間ごとに消毒している。

- 公共の水飲み場は閉鎖されており、顧客に操作不能であることを通知する標識を掲示している。
- 子供連れで来店する顧客は、子供が親の隣から離れないようにし、他者や自分の物ではない物に触れないようにして、年齢によってはフェイスカバーを着用させる。
- 顧客/訪問者は、手指消毒剤、ティッシュ、ゴミ箱などの適切な衛生製品を利用できる。
- 非接触型決済システムを提供するか、それが可能でない場合は、決済システムを定期的に消毒する。
説明: _____
- オプション - その他の対策の説明

G. 一般に公開されている施設または現場の措置

- 通常一般に開放されているトイレは、継続して開放する。

- COVID-19に対して効果的な消毒用ウェットティッシュをショッピングカートや買い物かごの近くに常備している。
- 該当する場合は、従業員を配置して、カートとバスケットを毎時間消毒している。
- 人々が直接やり取りをする店内や、施設の入口または入口付近、レジカウンターに手指消毒剤、石鹸と水、効果のある消毒剤を用意している。
- すべての支払機、ペン、およびスタイラスペンは、毎時間消毒している。
- すべての頻繁に触れる物の表面を1時間ごとに消毒している。

H. 重要なサービスへの公平なアクセスを確保するための対策

- 可能であれば清掃完了直後の時間に、高齢者や医学的に影響を受けやすい方を含む、影響を受けやすい方向けの専用の買い物時間を必要に応じて設けている。
- 遠隔で提供できる取引またはサービスはオンラインでのサービスに移行している。
- 移動が制限されている、および/または公共スペースにいて病気になるリスクが高い顧客のための商品およびサービスへのアクセスを保証するための対策を講じている。
- オプション - その他の対策の説明

施設は、上記に含まれていない追加の対策を別紙に記載し、
本文書に添付してください。

本手順に関するご質問やご意見は、
以下の者までご連絡ください。

施設の

担当者名:

電話番号:

最終更新日: